

茨城県報 号外(3)

昭和44年8月25日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●道路の区域変更(12件)(道路維持課).....	1
一般国道50号線.....	1
徳田高萩線.....	2
繁昌牛堀線.....	2
久能中田線.....	3
境間々田線.....	3
西関宿栗橋線.....	4
新宿新田境線(2件).....	5
境石下線.....	5
中里岩井線.....	6
伏木岩井線.....	6
小山菅生小絹停車場線.....	7
●道路の供用開始(11件)(道路維持課).....	7
徳田高萩線.....	7
繁昌牛堀線.....	7
久能中田線.....	8
境間々田線.....	8
西関宿栗橋線(2件).....	8
新宿新田境線.....	9
境石下線.....	9
中里岩井線.....	10
伏木岩井線.....	10
小山菅生小絹停車場線.....	10

告 示

茨城県告示第1004号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 50号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字飯合字峯前 3489-1地先から	旧	メートル 5.2~16.0	メートル 5,550.0	
笠間市笠間字ザル田 764地先まで	新	5.2~16.0 14.9~46.0	5,550.0 1,508.0	

茨城県告示第1005号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 徳田高萩線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡里美村大字徳田字天平 1519-1地先から	旧	メートル 2.0~4.5	メートル 320.0	
久慈郡里美村大字徳田字天平 22地先まで	新	4.0~25.8	320.0	

茨城県告示第1006号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 繁昌牛堀線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡牛堀町大字堀之内字畑中 1664-1, 2, 3地先から	旧	メートル 4.0~7.5	メートル 552.0	
行方郡牛堀町大字堀之内字神倉 1169地先まで	新	8.5~22.05	545.0	

茨城県告示第1007号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 久能中田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字釈迦字八幡前 1970地先から	旧	メートル 5.0~11.0	メートル 208.0	
猿島郡総和町大字上砂井 字道場免135-1地先まで	新	7.0~12.0	208.0	

茨城県告示第1008号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 境間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字小堤字北新田 321地先から	旧	メートル 4.5~9.5	メートル 154.0	
境間々田線猿島郡総和町大字小 堤字北新田319-1地先まで	新	7.0~15.2	154.0	
猿島郡総和町大字小堤字高見 1182-1地先から	旧	4.5~9.5	80.0	
猿島郡総和町大字小堤字溜井 1194-1地先まで	新	9.5~17.5	80.0	

茨城県告示第1009号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞村大字川妻字宿東 193-1地先から	旧	メートル 3.5~5.0	メートル 331.0	
猿島郡五霞村大字川妻字宿北 103-2地先まで	新	8.2~8.8	331.0	

茨城県告示第1010号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から20日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞村大字江川橋向 235-2地先から	旧	メートル 6.3~7.0	メートル 276.0	
猿島郡五霞村大字江川字土塔 34-1地先まで	新	7.5~10.3	276.0	

茨城県告示第1011号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新宿新田境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡三和町大字尾崎字大谷橋 1261-1地先から	旧	メートル 6.0~10.0	メートル 340.0	
猿島郡三和町大字尾崎字中新田 3365-1地先まで	新	9.2~18.0	340.0	

茨城県告示第1012号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 境石下線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字沓掛字西浦 923-3地先から	旧	メートル 4.5~10.5	メートル 154.0	
猿島郡猿島町大字沓掛字西浦 858-1地先まで	新	8.5~11.5	148.0	

茨城県告示第1013号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和44年 8 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年 8 月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中里岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字生子字若宮 2212地先から	旧	メートル 5.0~8.0	メートル 330.0	
猿島郡猿島町大字生子字宿坪 2122-1地先まで	新	9.0~11.0	330.0	

茨城県告示第1014号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和44年 8 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年 8 月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 伏木岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡岩井町大字岩井字新田前 4942-1地先から	旧	メートル 4.7~5.1	メートル 68.0	
猿島郡岩井町大字岩井字桜下 4940-1地先まで	新	7.0~8.0	68.0	

茨城県告示第1015号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡岩井町大字菟打字万蔵坊 458-1地先から	旧	メートル 3.8~13.2	メートル 333.0	
猿島郡岩井町大字菟打字大平 160-1地先まで	新	8.5~14.5	315.0	

茨城県告示第1016号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 徳田高萩線
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字徳田字天平1519-1地先から
久慈郡里美村大字徳田字天平22地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1017号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 繁昌牛堀線
- 2 供用開始の区間 行方郡牛堀町大字堀之内字畑中1664の1, 2, 3地先から
行方郡牛堀町大字堀之内字神倉1169地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1018号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 久能中田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字釈迦字八幡前1970地先から
猿島郡総和町大字上砂井字道場免135-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1019号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 境間々田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字小堤字北新田321地先から
猿島郡総和町大字小堤字北新田319-1地先まで
猿島郡総和町大字小堤字高見1182-1地先から
猿島郡総和町大字小堤字溜井1194-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1020号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線
- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞村大字川妻字宿東193-1地先から
猿島郡五霞村大字川妻字宿北103-2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1021号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線
- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞村大字江川橋向235-2地先から
猿島郡五霞村大字江川字土塔34-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1022号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 新宿新田境線
- 2 供用開始の区間 猿島郡三和町大字尾崎字大谷橋1261-1地先から
猿島郡三和町大字尾崎字中新田3365-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1023号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 境石下線
- 2 供用開始の区間 猿島郡猿島町大字沓掛字西浦923-3地先から
猿島郡猿島町大字沓掛字西浦858-1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1024号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 中里岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡猿島町大字生子字若宮2212地先から
猿島郡猿島町大字生子字宿坪2122—1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第1025号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 伏木岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字岩井字新田前4942—1地先から
猿島郡岩井町大字岩井字桜下4940—1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

茨城県告示第2026号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年8月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 小山菅生小網停車場線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字薙打字万蔵坊458—1地先から
猿島郡岩井町大字薙打字大平160—1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年8月25日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所